
令和3年 第4回(定例)木城町議会会議録(第2日)

令和3年3月8日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和3年3月8日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 散会

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 散会

出席議員(10名)

1番 久保富士子君	2番 桑原 勝広君
3番 森 伸夫君	5番 眞鍋 博君
6番 中武 良雄君	7番 黒木 泰三君
8番 後藤 和実君	9番 甲斐 政治君
10番 原 博君	11番 神田 直人君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤井 学君 議事調査係長 平野 豊和君
書記 橋本 正枝君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	島田 浩二君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	萩原 一也君
会計管理者	河野 浩俊君	まちづくり推進課長	西田 誠司君

環境整備課長	……………	吉岡 信明君	教育課長	……………	平野 大輔君
税務課長	……………	黒木 宏樹君	福祉保健課長	……………	小野 浩司君
町民課長	……………	三隅 秀俊君	産業振興課長	……………	淵上 達也君
代表監査委員	……………	桑原 正憲君			

午前9時00分開議

○事務局長（藤井 学君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

また、本日は、傍聴席の皆様にはアンケートを準備しております。ご意見、ご感想などをお聞かせいただきたいと思います。お帰りの際は、傍聴席入り口の回収箱に投函ください。併せてご協力をお願いいたします。

それでは、皆様ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（神田 直人） おはようございます。

早朝より、議会傍聴にご来場いただき、ありがとうございます。

傍聴に当たりまして、議事進行の妨げとなる私語については慎んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、本定例会においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、換気を行い、議場内においてはマスクの着用及び消毒の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

本日は、4名の議員が一般質問を行います。

質問方式については、一問一答式により行われ、議員の発言時間を30分以内としております。

議員の質問事項につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

また、本日は議会広報のため、議場内で質問者、答弁者、傍聴席の写真撮影を行いますので、ご了承をお願いいたします。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（神田 直人） 日程第1、一般質問を行います。

これから、通告順に登壇の上、質問を許します。

まず、1番の質問事項については、一問一答式により、2番、桑原勝広君の登壇質問を許します。2番、桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） コロナ禍の中で、日々奮闘されていらっしゃる医療従事者及び福祉事業者の皆様、心よりお礼を申し上げます。

また、コロナ禍の中で発生しました鳥インフルエンザに対応された各課の皆様にも御礼申し上げます。

では、通告に従い、移住・定住促進について質問させていただきます。

町民の皆様方は、令和5年義務教育学校開校が、木城町の人口対策、地域の発展につながっていくと期待しております。

町長も昨年議場において、「木城町をベットタウンにしたい、学校とまちづくりという幅広い関係で新たな地域づくりを行い、安心安全な子育て日本一を目指していく」と言われています。しかし、本年に学校建設が始まろうとしているのに、いまだ町民に対して定住促進も含めたまちづくり案が提示されておられません。

どういうまちづくりをするのか、具体的に説明すべきではないでしょうか。町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほど言われたように、義務教育学校の開設というのは、本町にとっても、また、子供たちにとっても、大変大きな、かつ、重要な事業だと認識をしているところであります。

さらには、今おっしゃったように、人口が減少している中では、木城町が取り組んでいます施設一体型で9年間を通した義務教育学校という新たな学校制度は、あらゆる面で大きなインパクトになるものと思っております。

そこで、まちづくりの展開ということでは、第5次木城町総合計画をマスタープランとして、「みんなで創る 明日に向かって翔くまち 木城」を目指して事業展開をさせていただいているところであります。

その内容、方針等については、その都度説明をしてきていますし、今後も丁寧な説明をしていきたいと考えております。実際に町民に説明すべきではないかというご意見であります。制度とかそういったものが変わる場合にはやってみたいなと思っておりますけれども、1つの事業をする中ではどうかなという部分も持っています。それでも町民の方々から説明不足だと言われれば、しっかりと地区等に出向いたりして説明をしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 地域住民の方とかを巻き込んだ話合いがまだないということでお聞きしています。町としてはこう考えているが、それに対して地域住民の方、町民の方はこういう心積もりをしてほしいとか、説明とか、やはり必要ではないかと思います。

町民が納得してこそ、義務教育学校開校が全町民に誇れる事業になると思います。今やれること、それは十分に話合いをするということではないかと思います。35年間子供たちに借金を残すのでありますので、中途半端な見切りで発車してはいけないと思います。

今やることを早急に、真剣にやっておかないと、後で取り返しのつかない事態もあると思います。そのあたりを先ほど地区にもまた出向いていただけるということでしたので、早急にやっていただきたいと思います。それがやはりスタートだと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、平成26年度制定しました空家対策の推進に関する特別措置法を受けて、令和2年に木城町空家等対策の推進に関する条例ができました。これによって空き家の実態調査が行われたのですが、その総数は95件で、特定空家の可能性のあるものは6件であると聞いています。その後、木城町空家等対策協議会が設立され、空家対策計画が作成されていくということでございますが、町として移住・定住促進のための空き家をどう有効活用していくのか、町長のお考えをお聞きいたします。よろしくお願いします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、議員がおっしゃったように、国の特別措置法を受けて、木城町でも令和2年3月に木城町空家等対策の推進に関する条例を制定して、空き家の適正管理、それから生活環境の保全及び空き家等利活用を促進する取組を現在しているところであります。

適正管理された空き家というのは、地域資源になるものと私は思っておりますので、おっしゃるように有効活用することが肝要だと認識をしております。

コロナ禍においては、ソーシャルディスタンスの面から低密度居住が見直されて、地方への回帰や農業・農村の再評価など、地方が見直されていると思っておりますので、移住を呼びかける好機だと考えております。

そこで、空き家の有効利用であります。それぞれ議員もご提案があれば、提案をしていただきたいのですが、私は4つほど考えております。

1つ目は、やはり空き家を利用して木城に住んでいただくというのがまず第一であります。

それから、2つ目ではありますが、先ほどのコロナ禍の関係でも出てきておりますが、テレワークを活用して木城に住んでもらうという意味での空き家の利用。

それから、3つ目は、ずっと移住ではなくて、週末あるいは月末に、どこか休みのときに木城に住んでもらうといった二地域居住のための空き家の利活用があります。

それから、4つ目であります。定着性の高い地域おこし協力隊員、現在、木城町1名でありま

すが、随時募集をかけています。地域おこし協力隊員はポテンシャルも高く、定着性も高いということで、その人たちを多く呼び込んで、空き家を利用していただく、あるいは住んでいただくという手だてを考えております。

さらには、これは少し遠大な構想であります。現在木城町「いきいき集落」が4地区ほどあります。そのいきいき集落を丸ごと移住・定住地域の創出プランの事業をやってみたいなのを考えております。これについては、まだ私の頭の中の隅っこにあるだけですので、具現化に向けて私なりに検討させていただきたいなと思います。

それから、全体的には、東京にNPO法人のふるさと回帰支援センターがありまして、その中に移住・定住の相談コーナーがあります。そこあたりとも連携をして、木城町に移住・定住の呼び込みをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 今、町長がおっしゃいまして相談があるわけですが、まずそれに特化した現在の問題点としましては、結局空き家の解体しない理由とかが出てくると思います。

まず1つに、一昨年、地域の方と懇談会の中で、空き家を解体しない理由として、土地の固定資産税の優遇措置がなくなり、税率が高くなるから壊したくないとか、家の中に荷物があるから貸せないとかという事例がありました。

移住・定住促進対策として、まず空き家の荷物の片づけの助成とか、解体後の土地の固定資産税の軽減措置とかが必要になってくるのではないかと思います。

これらの1つの問題を解決していけば、今言われたような形もできるのではないかと思います。特に椎木地区に比べて高城地区は、新規住宅の土地が少ないです。超高齢地区になりつつあります。

空き家の今のスピードでどのくらいかかるのか。今、町長が言われたようにもっていくにはどれくらいかかるのか、その時期を考えておられるなら伺いたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 時期はまだ明確に決めていませんが、今は木城町で作りました空家等対策の推進に関する条例に基づいて、着々と進めているということだけ申し上げたいと思います。

それから、今おっしゃった空き家に対する片づけでありますとかあるいは家財道具の片づけ、あるいはリフォーム代等についての助成をという考えもおっしゃったところですが、私もそれは地域資源が空き家である以上は、やはりそれを磨きをかける、あるいは利活用するためには、そういった支援も必要だと思っております。しかし、まずは所有者がしっかりと空き家バンクなりに登録をしていただくことが大事ではないかと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） もしわれわれ議員、行政の方ももちろんなのですが、親戚、知人にそういう所有者の方がいらっしゃいましたら、地域資源活用のために率先して協力してもらいべきと思いますが、そのあたりの協力は、町長いかがでしょうか。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） そういう形で一丸となって取り組んでいくべきものと思っていますので、ありがたいお考えだと思います。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 次に、宮崎キヤノン工場跡地について質問いたします。

以前の回答で、昨年初めに既設建物を解体すると聞いていますが、何の動きもないみたいです。その後の動きというのはあったのでしょうか。町長いかがでしょうか。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、おっしゃったように、昨年、一昨年でしたか、御手洗会長が、キヤノン跡地については、建物を壊して更地にするということを発表されたところではありますが、その後動きがありませんので、施設、建物等もそのままであるという状況であります。

以上です。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 見ていますと、建物はだんだん廃れていって、防犯上問題が出るのではないかと考えられます。

そこで、木城町から既設建物の解体後に町に譲渡してもらい、土地を宮崎キヤノンの社員寮の宅地として定住促進に活用させてほしいとの要望をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。町のほうから県道のほうまで盛土をしなければ、宅地として安全と言えませんので、そういう整備の姿勢を見せれば、宮崎キヤノン側も考えてくれるのではないかと思います。町側の真剣な心が通じれば、事態が動くのではないかと思います。町長いかがでしょうか。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） ご承知のとおり宮崎キヤノン株式会社の社有地でありますので、社有地に対して人さまのものの財産等について、こちら側からどうこうというのはいかなものかなと思っております。

町といたしましても、具体的な活用あるいは利活用目的がないと、なかなか取得あるいは賃貸することはできないということをご理解いただきます。

だからこそ、議会議決事項で、ある一定の大きさあるいはある一定の額の不動産取得等をする

場合には、大きな町にとっては経済行為、いわゆる契約という名のもとの不動産取得という経済行為なので、しっかりと利活用目的を示して、議会の議決を得るとというのが肝要であると思っていますので、そういった関係も含めて、現時点で取得し、利用する考えは持っていません。

ただ、将来的に全くないかということは別でありまして、宮崎キヤノン株式会社からの申し出等があった場合には、その都度考えておりますし、また、一般質問でも出されたことについては、私が答えた部分では、定住促進のために利用する考えを否定するものではないというような形でお答えをしているかと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 分かりました。

次に、現在の移住・定住政策です。定住促進奨励金等がありますが、他の地域でも始まって、あまり魅力が薄くなっているのではないかと思います。新たな取組として何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 地方創生は、平成26年から始まりました。木城町は言わば先駆けて平成の早い段階からこういった移住・定住政策を掲げてきたところでありまして。地方創生のもとでは、どこもかしこも今木城町がやっているような定住促進奨励金を柱とした移住・定住政策に取り組んできていると思っております。だからこそ、私は町長就任以来、あらゆる地域資源を、あらゆる事務事業を、あらゆる分野において磨きをかける、あるいは見直しをして、検討して、具現化していく挑戦が大事だと思っております、そういうことでやってきたつもりであります。

そこで、第2期木城町まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、移住・定住対策の推進を重点項目として位置づけしております。その中の、1つ目には空き家の利活用推進、2つ目には定住促進奨励事業の見直し・拡充、3つ目には移住者向け相談会の実施によるPR及びお試し宿泊の推進の取組に着手をしているところであります。

さらには、住環境の整備及び教育環境を含む子育て支援に加えまして、起業者への支援や新規就農者の育成など、様々な施策を総合的に実施していくことが移住・定住を呼び込むものと考えておりますので、今後、先ほどからありますように、新たな義務教育学校の開設等もありますので、Iターン、Uターン等の家族転入をより促進をして、住宅を建てて木城に住んでもらうことを主眼に置いてまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 移住・定住に関する対策を、移住奨励金というのもやはり金額も

大事だと思うのですが、深掘りして考えていきますと、受け入れる側の心の問題になってくるのではないかと思いました。

そこで、まず、我が町にないもの、それは、我が木城を愛する心を持った、情熱と笑顔を持った移住・定住促進する専属のコーディネーターがないということです。これは、この人材育成が最も大事ではないかなと。結局、対面するのは人と人の対面になりますので。

そこで、移住のあっせんはもとより、先ほどおっしゃいました教育面、生活面、仕事の面までフォローできるような、定住する人に寄り添って、一緒になって考えると。木城町に住んでもらうおもてなしの心の人を育てると。人は最終的には心で結論を出しますので、それは大事ではないかなと思います。心のない職員がいる町は嫌われていきます。今はネット社会でありますので、悪評が立つとすぐ嫌われてしまいます。

まずは定住者に寄り添える情熱ある専属職員を配置して、おもてなしの心を持って仕事をしてもらって、その結果を出してもらうというのが大事ではないかと思いますが、町長お伺いを願います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 職員が今88名いますが、皆それぞれの分野で一生懸命頑張っているものと私は思っていますし、また、その頑張りがいろんな面で徐々にではありますが、表れてきていると私は思っています。

ただ、人間全て完璧ではありません。私も完璧ではありません。職員も完璧ではありません。足りない部分はやはりいっぱいあると思います。足りない部分をどうするかというのが、議員はコーディネーターと言いましたが、その部分の役割を担うのが、いろんな意味で考えると、今私が思うには、やはり地域おこし協力隊員が一番ベストではないかという考えを持っています。

先ほど言いましたように、ポテンシャルも高い、志も高い、それから一応3年という縛りはありますが、その後にその地元で起業されて住みつく、あるいはお手伝いをして、さらなる思いで住んでいただくような形からすると、地域おこし協力隊員というのは定着性が高いということもあっていいのではないかなと思っています。職員は定数管理もあります。むやみに増やすわけにもいかない。分かっていますが、そのあたりは総合的に考えると、地域おこし協力隊員の活用が一番いいのではないかなということで、今1人ですが、ご覧いただくと地域おこし協力隊員、農業の分野でも今回も新たに募集をしています、そういった部分で募集をかけているところあります。

以上です。

○議長（神田 直人） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 確かに地域おこし協力隊の方が、よい人材が入って来られれば、

そういう形も使えると思うのですが、まず今いらっしゃる職員の皆様の、本当にウエルカムのおもてなしの心で接することができるのかということが、1つのポイントになってくると思います。

2、3さっき言われましたけれど、トラブルがあつて木城にもう絶対来ないということも聞いたことがあります。ですから、そういうおもてなしの心が本当になれば、幾ら促進策を打つても生きていかないのではないかなと思います。それができてからいろいろな対策が生きてくるのではないかなと思いますので、再度またよろしくお願ひしたいと思います。

その中でその策が生きていくとしましては、先ほど言われた空き家対策として、UIターン者への住宅支援とか出てくるのですが、もう1つは地域とのマッチングです。

今、来られた方々で、地域とのマッチングがうまくいっていないというような話も聞いています。結局コミュニティーがうまくいかないということだと思ふのですが、そういう移住・定住された方への配慮として、地域マッチングも必要ではないのかなと思います。地区に対して歓迎会とか、そういうもし催しをするのであれば、そういう経費も一部助成するとかいう形を取り入れたらいいのではないかなと思います。

それと、将来を見据えて、高校生、大学生に、今、教育委員会のほうで奨励金を出していますが、もし10年以内に木城町に定住したら無償にするとかいう形で、帰って来れるような見据えた形の制度も必要ではないかなと思っています。

町民と行政が本当に一体となつて、人を思いやれる気持ちにならないと、やはり地区も盛り上がってきませんので、木城町も変わってこないと思います。

今は定住促進を進めるチャンスと捉えて、腹を据えて人材育成に前向きに取り組むべきだと思いますが、町長の今後のリーダーシップに期待して質問を終わります。

以上です。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） ありがたいご提言とご意見もいただいたところでありまして、しっかりと心に刻んで進めていきたいと思ひます。

ただ、2、3点申し上げますと、職員にウエルカムの心、もてなしの心がないのではないかなというご指摘については、私、具体的にお聞きをしていませんので、そういう意見については人事を担当しております総務財政課長のほうにもしっかりと伝えていただければ、職員に対する指導もできますので、お願ひをしたいと思います。

それから、昨年からふるさと教育に力を入れております。あわせて、先ほどから言いましたように、木城の若者、学校を出て帰って来ていただきたいという部分では、奨学金を今制度を設けておりますが、木城町のほうもこれについては先んじて、木城に帰ってくる、あるいは宮崎県に帰ってくれば、ある程度奨学金の返納は免除にするというような制度設計も一昨年作つておりま

すので、そういったあたりも含めてもう少しPRをしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 2番、桑原勝広君の質問が終わりました。

○議長（神田 直人） 次に、2番、3番の質問事項については、一問一答式により、7番、黒木泰三君の登壇質問を許します。7番、黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） まず、県内で鳥インフルエンザが発生したわけですが、町執行部におかれましては、大変迷惑をかけ、また、お骨折りをかけたわけですが、幸いにして町内においては発生を現在のところ見ないということで、本当にありがとうございました。今後、まだ分かりませんが、関係者の一人としてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

農業用廃プラスチック処理について、質問をいたします。

ご承知のように、南九州地帯は昔から大きな収穫はないわけですが、災害に強い、安定した作物として、特に最近では、焼酎ブームによってマルチ栽培によるカンショが多く耕作されております。

現在、木城町にもマルチを使用して作付されている作物は、カンショが27経営体、101ヘクタール、バレイショが17経営体の33ヘクタール、スイートコーンが13戸で1.3ヘクタール、計135ヘクタールがマルチを使用して耕作されております。これ以上のものがあるだろうとは思っております。

少し先になりますが、令和2年7月9日、日本農業新聞により、農業用廃プラ排出輸出困難、環境省検討会、国内処理に限界感があると報道されました。

そこで、環境省はどのような廃プラが輸出規制になるのか、最終案を示しました。有識者会議で示した最終案は、輸出規制の対象外となるためには、1つ目、飲食物、泥、油などの汚れが付着していないこと、2つ目、廃プラスチック以外の異物が混入していないこと、3つ目、単一のプラスチック樹脂で構成されていること、4つ目、リサイクル原料として加工調整されていること、4条件をクリアしなければ輸出はできないわけであります。

したがって、泥の付着が避けられないマルチやハウスの被覆資材などの農業用プラスチックは、国内ではリサイクル材料として再生品に加工しない限り輸出はできなくなったわけです。必然的に国内処理が余儀なくされ、費用負担も増大していると思います。

農業分野以外の廃プラの輸出も難しくなり、国内処理として仕向けられる。その結果、国内処理が追いつかず農業用廃プラの処理も円滑に進まなくなる懸念があります。このようなことで、町長はどのように認識されているのか伺います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今の現状等をおっしゃったのでございますが、私もそういった現状認識を持っております。

特に、2015年に国連サミットで採択されましたSDGs、それからG7での海洋プラスチック憲章等を踏まえて、各国それぞれこのプラスチックの処理等について議論がなされてきておりまして、先ほどおっしゃったように、今まで廃プラスチック類の処理を海外に依存していたのを、輸出規制が入って、国内で処理をしないといけないというような状況であるということ踏まえております。

一方では、先ほどお話がありますように、バレイショ、カンショ、スイートコーンなど、木城町の場合大体3つが主なものであります。農業分野、特にそういった施設園芸でありますとか、露地栽培農家にとっては、このプラスチックというのは必要不可欠な生産資材の1つであるというふうに思っております。

一方ではその廃プラスチックの排出抑制もしないといけない、それから、適正処理も推進していかないといけないということは、農業者のみならず、やはり自治体の責務だと思っております。

今後は、そういった意味では高騰する廃プラスチックの処理費用と減量化、それから、コスト削減が課題となってきてくると思っているところであります。

以上です。

○議長（神田 直人） 黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） ありがとうございます。

それでは、現在まで農業用廃プラ収集については、行政においては積極的な取組をしていただいております。特に3町においては、新富町の茶工場に搬入され、処理されているところであります。ここ数年間、搬入量にばらつきがあると聞いております。年何回ぐらい収集されるのか、また、搬入量については、分かれば教えていただきたいと思っております。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 廃プラスチックの収集回数でありますとか処理費用、それから搬入量等については、担当課であります産業振興課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（神田 直人） 産業振興課長。

○産業振興課長（淵上 達也君） 木城町としましては、高鍋町・新富町・木城町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会のほうで共同して収集を行っております。

収集の回数は、6月、7月、8月、10月、12月、2月の年6回。

それから、先ほど搬入量についてということで、廃ビニール、廃ポリ、廃資材、全部合わせま

して、平成29年度で3万2,482キロ、それから平成30年度で4万2,634キロ、令和元年度で3万3,898キロということで、年ごとにやはりばらつきがあるというのはおっしゃったとおりでございます。

以上です。

○議長（神田 直人） 黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） ありがとうございます。私が搬入量を聞いたのは、農家の話として、民間業者が行政の約半額の単価で回収したために、業者に相当流れたということであります。そして、輸出規制が厳しくなってきた、令和元年度からまた単価が同じぐらいになると搬入量が増えたということを農家の方がおっしゃっておられたわけでございます。

主な輸出先であった中国、東南アジア諸国が輸入規制に踏み切り、業者も厳しい環境にあるようであります。特に、最近では新型コロナウイルスの影響で、リサイクルの原料が全く売れないということで、これはこの間からテレビでやっておったとおりであります。

そこで、高鍋町・新富町・木城町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会では、どのような協議がされているのか伺いたいと思います。

○議長（神田 直人） 産業振興課長。

○産業振興課長（淵上 達也君） 高鍋町・新富町・木城町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会では、まず2年ごとに各町を事務局持ち回りで事務の遂行を行っております。現在は新富町が事務局を行っております。

農家個人ごとに処理業者を探し、搬入等を行うのは非常に困難な作業でございますので、また、個人ごとに行うと、処理単価も高くなるということが懸念されます。

協議会では、2月、3月に翌年度の収集業者の選定と処理費用について協議をさせていただいております。そして、例年5月に年間の収集日程を決定し、農家の皆様に周知をさせていただいております。

収集業者につきましては、重大な過失や不利益がない限り、今のところ継続して選定を行っております。業者による処理費値上げの申請があった場合には、ほかの業者と比較をさせていただいて、その業者を継続するかどうかを協議させていただいております。

適正協議会では一応そのような協議を行っているところです。

○議長（神田 直人） 黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） 本町では生分解マルチについては、補助がされております。その内容は、3町統一のものなのかお聞きしたいと思っております。

○議長（神田 直人） 産業振興課長。

○産業振興課長（淵上 達也君） 木城町のほうにおいては、生分解性マルチに対する補助を購入

価格の4分の1を現在のところ補助させていただいております。先ほど言いました3町が同じくということではなく、新富町につきましては昔補助をしていただいた経緯がありましたが、現在のところ生分解性マルチの補助は行っていないと。高鍋町におきましては、やはり同じく4分の1の補助をしていますが、上限10万円までというような形でありまして、今のところ補助率としましては同じ4分の1ですが、木城町のほうが一番補助の状況はいいようなことになっているというふうに判断しております。

○議長（神田 直人） 黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） 今、答弁もありましたように4分の1の補助をされておりまして、木城の場合は全使用量に対して4分の1ということのようであります。非常にありがたいことあります。

それで、現在、本町においては補助政策が取られ、大変農家も感謝しておるわけであります。分解性マルチの生産費について算出してみました。一番よく使用されているのが400メートルですが、普通のマルチは1本が2,600円ぐらいです。ところが分解性マルチになると1本が7,500円から8,500円いたします。10アール当たり3本使用しますので、1万6,000円から1万8,000円の費用増となってしまいうわけであります。農家にとっては使いたくても使い切れないのが現状であります。

今後の処理費用や不法処分や環境問題等もありますので、高額な分解性マルチの使用推進と同時に、使用せざるを得ない事情も出てくるかと思えます。県内13JA組合長会では、国に対して支援の要望書を提出する考えもあると聞いております。JAと連携を取り、歩調を合わせて国や県に対策をお願いしたいと思っておるわけでございます。その辺のところ、どうか町長のほうにお願いしたい。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほど言いましたように、現在、木城町では3町の中では補助上限設けていませんので、一番いい補助内容で、助成をしているところであります。

それから、生分解性マルチは大変環境にもいいのでありますが、普通のマルチと比べて、おっしゃったように2、3倍高いというのが現状であります。

しかし、大きくは、さっき言いましたようにSDGsでありますとか、海洋プラスチック憲章を受けて、国内においてもプラスチック資源循環戦略が策定をされていまして、それに基づいて私たちはこの生分解性マルチの普及を図っていくという部分も、やはり排出抑制とそれから省力化という観点、それからGAPの普及・定着あるいは今木城が進めておりますような有機農業でありますとか循環型農業の面からも、生分解性マルチの普及・定着を図ることは大変意義があると思っております。

ただ、おっしゃったように、ネックはその価格が高いということでもあります。普及が進みますと必然的に価格は低くなってくるものと思っておりますが、これもいつからという部分もありますので、今黒木議員がおっしゃったように、国・県に対して、廃プラスチックの処理について減量化も図られますので、生分解性マルチの導入についての国・県の支援が行われるように働きかけてまいりたいと考えております。またご協力もお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（神田 直人） 黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） ありがとうございます。ぜひとも町が支援しているわけでありますので、国・県等にも働きかけてお願いをしたいと思っております。

この間から、自民党のほうから、こういう時期でありますので、はがきで要望事項はないかということが来ております。それには私のほうからもこの件について要望してきたところであります。

特に畑作農家にとっては、カンショ、バレイショにおいては生命線であります。町では支援をしているわけではあります、国や県の対応を願うところであります。

あと参考意見として申し上げますが、ご承知のように、鹿児島県ではサツマイモ基腐病が出ておりまして、被害が深刻化しております。鹿児島県内で半数以上の畑で、確認されておりまして、昨年からは生産量が大きく落ち込んでおり、鹿児島の業者も宮崎県産に頼るしかないという状態になっております。県内でこの病気が蔓延してくると、ほか作物への検討も進めて大きな局面を迎えると、そういうふうな危惧しているところであります。今後とも、行政においても確かな情報収集と新しい農業開発をお願いしたいと思っております。

次に、空き家対策についてご質問いたしますが、この点については先ほど同僚議員のほうから質問がありましたので、重複点については省きたいと思っております。

個人の私有物を市町村が指導・指揮することは大変難しい問題であります。いずれは社会問題となってくるかなと思っておるわけですが、はっきりと国が法的な基本方針を示さなければ、市町村は何もできないのが現状だろうと思っております。

そこで施行されたのが空き家対策特別措置法、これは2015年の2月に全面施行されております。この2年度末、3月31日でありますが、全国市町村の8割に当たる1,373市町村で条例が策定されております。国が市町村の空き家対策に法的根拠により権限を与える。本町の条例に沿った進捗状況はどうなのか、お聞きいたします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 空き家対策は先ほどから答弁いたしておりますし、また、黒木議員もおっしゃったように、木城町では、「木城町空き家等対策の推進に関する条例」を制定して、その中

で空き家の適正管理、それから生活環境の保全及び空き家等の利活用を促進するという大きな目的に沿って今進めております。

条例に基づいていろいろな事務事業等を行っておりますので、その進捗状況につきましては、町民課長のほうから答弁をいたさせたいと思います。

○議長（神田 直人） 町民課長。

○町民課長（三隅 秀俊君） 進捗状況ですが、本年度においては、町内全域の空き家調査を実施しました。調査後、空き家の所有者等に対し、今後において空家等対策計画を策定するための基礎資料とするためのアンケート調査を行っております。

今後、木城町空家等対策協議会を設置し、本年度の調査結果等を踏まえた空き家の適正な管理の推進並びに利活用等を含め、総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画の策定を予定しております。

以上です。

○議長（神田 直人） 黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） アンケート等を取られて、積極的に進められておるということであります。よろしくお願ひしたいと思います。

そして、自治体のこういう法律ができて施策や展開がやりやすくなったと理解をいたしております。

町内における状況については、先ほどの質問もありましたし、今の答弁もありましたので、これで終わりますが、解決のためには、固定資産税や相続人の問題など空家対策特別措置法や条例を詳しく説明しながら、所有者と役場が連絡を取りやすい環境を整備すべきだと私は思っております。

町民が気軽に、事前に役場窓口相談に来られるような空き家対策室的なものを整備し、できれば空き家を未然に防止するとか、早めの解決策も望むところであります。町長のお考えをお願いいたします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） いずれにしても、おっしゃったように、空き家の未然防止と空き家を増やさないという意味では、しっかりとこの町で作っています条例の趣旨・目的等に沿って進めていきたいと思ひます。

それから、窓口のことも言われました。空き家対策の窓口の対応等については、一元化を踏まえても考えて、庁舎内に事務改善委員会という組織がありますので、そちらのほうに諮問をして、よりよい方向性を見出していきたいと考えておりますので、しばらく時間をいただきたいと思ひます。

○議長（神田 直人） 黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） あと分からない点はあるかと思えますけれども、政府は所有者不明の土地や空き家問題の抜本的な解決に乗り出しておるわけですが、相続登記の義務化を行い、土地所有権の放棄の可否など協議し、具体的な検討をしているということではありますが、現状はどうなっているか、分かっていたらお願いしたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、国の言っています、所有者不明関係の不動産登記法の改正の動きもありますし、また、さらに公共工事の用地交渉の妨げの一因となっています相続未登記という課題等もありますので、それについては国のほうでも対策がなされてきているようであります。詳細については町民課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（神田 直人） 町民課長。

○町民課長（三隅 秀俊君） 内容としましては、今、黒木議員がおっしゃった内容とあまり変わらないのですが、国では所有者不明の土地について、法制審議会が2月10日に所有者不明の土地問題の対策を盛り込んだ民法と不動産登記法の改正に向けた要綱を決定し、法相に答申されました。

要綱では、土地所有者の死亡後、相続人が土地の取得を知った日から3年以内に相続登記をすることを義務付け、正当な理由なく申請していない場合は過料を科すなどが盛り込まれており、国会に関連法案を提出する方針と伺っています。

また、空き家対策に関連する事業の拡充や延長を含め、市町村に対する支援も考えられているとのこと。

以上です。

○議長（神田 直人） 黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） ありがとうございます。法制審議会が、私が聞いた範囲でございますけれども、昨年だけでも11回、12回ぐらい審議されているということで、国も一生懸命になっていることは確かだろうと思っております。

もちろん、ここ木城あたりで空き家、空き家というのもなかなか問題ではありますが、原発事故のあった地帯は、相当な空き家があるだろうと思っているわけですが。

この空き家というのは、はっきり言って私の地区にもあるわけですが、特定空き家が木城にも何戸かあるということでありました。解決がなかなか難しい問題で、一番は経済的な問題、残された人がそれを潰していくというところに、本当に相当な金が必要になるということがあるようです。それで、その相談窓口を行政がやるしかありませんので、法的なものによって今後とも解決していただきたいというふうに思っております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（神田 直人） 7番、黒木泰三君の質問が終わりました。

○議長（神田 直人） ここで10分間休憩いたします。

午前9時56分休憩

午前10時04分再開

○議長（神田 直人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、5番の質問事項については、一問一答式により、5番、眞鍋博君の登壇質問を許します。

5番、眞鍋博君。

○議員（5番 眞鍋 博君） それでは、よろしくお願いいたします。

今回の質問は、人口減少への対策についてということで、昨年9月に私が行いました一般質問にて、新しい制度導入などについての進捗状況をお聞きしたいと思います。

まず、1点目なのですが、Iターン、Uターン者や単身者への奨励金制度についてであります。

昨年9月の一般質問において、全国的には人口が増えているところ、出生率が増えているところもあります。人口を増やす可能性はゼロではないと感じております。今後、木城に戻りたい、戻ってよかった町づくりも検討していただきたい。

本町は、定住促進奨励金制度などが充実していますが、町外に出ていき戻ってきた人たちや、単身者への奨励金制度も見直すべきではないかとの質問に対し、町長より、「転入ばかりに目を向けがちではある。転出を抑えることも必要。今後、Iターン者や単身者への新しい奨励事業も含め検討をしていきたい」と答弁をいただきました。その後の進捗状況をお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 9月議会で、眞鍋議員のほうから「そういったIターン、Uターン者についても、それからあと、奨励事業も含めて検討をしていただきたい」というご提案をいただきました。

それを受けて、現在、定住と人口につながるように、木城町定住促進奨励金交付要綱の改正に着手をしております。まともれば4月1日からの施行に向けてやりたいと思っています。Iターン、Uターン、それから単身者。今検討中であります。これについては、詳しくは担当課長のほうから答弁をいたさせたいと思います。

要は、先ほど言いましたように、IUJターンという言葉以外に、最近はOターンという、1回帰った人がまた都会に戻っていくというのがあるそうでありますが、その、最低でもOター

ンは食い止めたいという思いであります。

以上です。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 町長の答弁とかぶる部分があるかもしれませんが、昨年の9月の議会での質問を受けまして、まちづくり推進課のほうでも、この定住促進奨励金交付金要綱の改正等について議論し、今、改正作業を進めているところです。

今後、義務教育学校等の建設等もあり、家族での転入、Iターン、Uターンでの転入等について重きを置いた内容等について改正していきたいと考えております。

また、単身者に対する支援につきましては、以前、単身者への奨励金制度というのがありました。これが平成18年に廃止されております。

そのときの理由としまして、単身者への直接的な奨励金制度自体が定住につながらなかったということで平成18年に廃止をされておりますが、ただ、直接的な支援というものではなくて、単身者に対しての間接的な支援等、こういったことも含めて今検討をしておりますので、何とか制度設計に間に合わせて、新年度、来年の4月から実施できるような形にしていきたいと思っております。

今もんでいるところです。よろしく願いいたします。

○議長（神田 直人） 眞鍋博君。

○議員（5番 眞鍋 博君） ぜひとも、木城に住んでよかった、木城に来てよかった、木城に戻ってよかった町づくりが実現できるような制度の充実をお願いしたいと思います。

次に、自治公民館のNPO法人化についてであります。

これも同じく9月の一般質問にて、現在、地区によっては温度差はありますが、高齢化により、公民館長や役員などの成り手不足などで、地区に昔から加入している方々が脱退している地区もあります。

今後、公民館加入者も減少し、公民館活動や運営などが困難になると予想されますが、対策はあるのかとの質問に対し、町長は、「自治公民館の持つ向こう三軒両隣、結いの心、絆、相互扶助の精神などの共助という面を引き継いで、その上で新たな取組の一つとしてNPO法人化を考えている。それぞれの庁舎と教育委員会のほうで検討段階に入った」との答弁をいただきました。その後の進捗状況をお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 今ご質問がありました地域の自治公民館の新たな活動、結いという面でございますけれども、地域の活性化、コミュニティー、そして、今申し上げました結いと言われるつながり、これは、これまでも、これからも地域づくりや子供たちの教育に断然欠かすこと

はできません。

この自治公民館の自主的な活動の活性化、または改革の手段として、自治公民館のNPO法人化、またはNPO法人からの新たな支援の在り方について検討をしているところであります。

現在、教育課職員と役場職員の自主研究グループである「輝け木城・磨き隊」で組織したプロジェクト会議、この会議を現在まで6回ほど開催しており、これまで自治公民館が抱える問題や課題の洗い出しと、その解決方法として、NPO法人化に向けての活動、または、支援方針やその内容、法人化の利点について協議を深めております。

さらに、そのための組織編成や長期のスケジュール化についても検討をしているところであります。

また、並行して社会教育委員会を開催し、そのテーマを「自治公民館活動の活性化とNPO法人化、または、その在り方について、支援の在り方について」として協議を深め、ご意見をいただくよう計画しております。

直近の会議の中では、活性化のための課題や支援や活動の在り方についてご協議をいただいたところであります。

今後は、県教育委員会や国の専門機関との連携を図りながら、指導や支援をいただく機会を設け、このプロジェクト会議を同時に開催しながら、その方向性や具体的な計画内容について検討を加え、その内容について、自治体公民館長会、または社会教育委員会で説明をし、さらにご意見をいただきながら、具現化を図り、その具現化に向けて令和3年度内には最終的な承認をいただくこととしております。

今後も計画的に協議を重ね、木城モデルとなる県内はもとより全国でもモデルになる自治公民館の活性化や、地域の社会教育活動の活性化を担うNPO法人化、またはNPO法人からの支援、そういう組織づくり、それを取り入れた自治公民館活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（神田 直人） 眞鍋博君。

○議員（5番 眞鍋 博君） それでは、今年度内にはNPO法人化が具現化されて、具体的にこういった活動をするというのが明確になるということで間違いはないでしょうか。

○議長（神田 直人） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 本年度内、今検討しているところでございますので、3年度末ということで形づくって、実施に向けて検討をしているところでございます。

○議長（神田 直人） 眞鍋博君。

○議員（5番 眞鍋 博君） なかなか魅力的な制度であります、全国でもやっていない制度

と町長もおっしゃいますように、様々な面を通して難しい問題もかなり出てくるのではないかとと思います。

しかし、悲しいことではありますが、昨年、私の地区でも約15名ぐらいが地区を脱退されました。ほかの地区でもこういった案件を何件か耳にしております。今後も脱退者が増えるのではないかと心配しておりますので、自治公民館活動が楽しく安心して行えるような手助けができる組織づくりを強くお願いしたいと思っております。

次に、消防団OBを活用した機能別消防団員制度についてであります。

これも同じく9月の一般質問において、人口減少に伴い消防団員の確保も困難な状況にあります。地元消防団を維持するためにも消防団OBの協力が必要になってくる。OB団員を活用した支援団員制度など整備していただきたいとの質問に対し、「消防団確保が喫緊の課題の一つである。今後、OBを活用した制度、機能別消防団員制度などを検討していく」との町長、執行部の答弁をいただきました。その後の進捗状況をお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほどのIターン、Uターンの関係、それから、消防団もそうであります。NPOの関係もそうありますが、要は、いわゆる人口、例えば、今、お尋ねの消防団員という人口もそうあります。

私たちが一番心配をする考えというのは、やはり人間の数、人口であります。人口というのが、自治公民館であったり、今お尋ねの消防団もそうありますが、維持をしていく水準値をいかにとどめ置いておくかが必要かなと思います。そのためには、今、眞鍋議員が提案をされておりますが、機能別の消防団員の制度というのは1つの解決策につながるものだと私は思っています。

そして、現在、今開催中の県議会においても、機能別消防団員等を検討してみたらどうかというようなご提案もあったようでありますので、そういうことも踏まえながら、本町においても、現在、総務財政課のほうで機能別消防団員について検討をさせています。その状況等について総務財政課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 消防団、退職消防団員、こちらを活用し、災害対策を行うことを目的としました機能別消防団員制度につきましては必要であるということは認識しております。したがって、現在、導入に対しまして検討や情報収集を行っているところでございます。

宮崎県内においては、現在6市5町がこの機能別消防団員制度を導入しているところでございます。全てがOBを活用した機能別消防団員ということではないですが、中には現役消防団員の中でも機能別を採用しているところということもあるので、町の消防幹部会、こちらにおいても、幹部の考えを聞きたいということで、幹部会での議題にさせていただいております。

幹部の中でも、近い将来、必要になることは間違いないという考えを示しているところもあれば、今すぐすぐに必要ではないのではないかというような意見も出ているのですが、いずれにせよ、全ての幹部も必要だというような認識を持っており、必要な時期が来てから検討するのでは遅いと、必要になる前に検討をしてほしいという幹部からの要請も入っております。

今後、それぞれの制度を活用しております町村の状況を聞いてみますと、やはり、制度は運用しているものの、いろいろな問題が生じているという話を伺います。報酬の問題、制度の中での要請する災害の種類、身分の問題とか、様々な問題が発生しているようですので、そこを一つ一つ解決していきながら、よりよい制度を確立していきたいと考えております。

幹部会の中でも、今後、継続審議ということ、そして、私どもも様々な面からのよりよい制度になるように現在検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（神田 直人） 眞鍋博君。

○議員（5番 眞鍋 博君） 新富町も今年度の4月より機能別消防団員制度を導入するとのことがありました。本町においても退団者が増えるのが予想されますので、他市町村の制度を勉強していただいて、本町に合った制度の整備をお願いいたしたいと思っております。

最後になりましたが、地方創生への本町独自の取組についてであります。

人口減少を止めるには、移住者へのきめ細やかな対応が必要であるが、移住を専門に受け持つ担当部署の新設が重要ではないかとの質問なのですが、先ほど町長がおっしゃいましたように、私も今後の木城町を考えたときに一番危惧するのが人口減少ということだと思っております。

現在、小丸川発電所の固定資産税などにより財政は安定していますが、人は減り続けているのが現状です。言葉は悪いかもしれませんが、お金があっても人がいないという状況が起こるのではないかと心配しております。人がいなければ町は衰退していきまじ、人の活気がなくなれば町の活気もなくなっていきます。

全国的に少子高齢化により避けられない問題ではあるのですが、今回、様々な感染症や予想を超える災害などが発生する中、地方への移住を考える方々が増えるのではないかと予想をしています。そこで、移住を専門に受け持つ担当部署の新設が重要ではないかと考えております。

本町の現状でいきますと、まちづくり推進課が担当をしますが、きめ細やかな対応となると人員的にも厳しいと考えます。なぜきめ細やかな対応が必要なのかは、移住を考える方々が相談に行ったところ、様々な要望や質問に対しての回答がなかなか得られなかったという意見を多くお聞きしました。

まず、移住を考える方々は、家族で移住される方、単身で移住を考える方、新居を建てようとしている方、空き家を探している方、住宅を探している方、アパートを探している方、こういっ

た要望があります。

この中でも、現状でいきますと、まちづくり推進課、環境整備課、町民課などがこの案件に関わってきます。そこでプラス農業をしたい方、また、お店を開業したい方、また、パートを探している方、そして、家族で移住を考える人の中には子供がいる方、そしてまた、介護が必要な方がいるなど様々なケースがあると思います。

こういった現状を踏まえますと、移住者にとっては、相談に行ったところ担当課を行ったり来たりしないといけないというのが現状だと思います。

町長の令和3年度の施政方針にもありますように、「全国からの移住者を呼び込む事業を展開します」と書いてあります。現状でいきますと、やはり、移住者、相談に来た方々にとって、きめ細やかな対応ができていないかという、できていないと今の現状では考えております。全部をクリアできるとは思いませんが、移住者が相談に来た場合は、少しでもきめ細やかな対応ができる現状があるといいと思います。

議員の中にも町民の声が多く届きます。例えば、空き家の状況であったり、家を売りたいと考えている人がいたり、農業するに当たっては機械を安く売りたいという人がいたり、土地代は要らないから管理だけはしてくれ、この作物は手が要らなくてこれだけもうかるよと、そういった様々な情報が入ってきます。情報をいかに集約するかが、今後、移住者への対応としては大事になってくると思います。

担当部署までとはいかなくても、今後、移住を考える方々が、木城の対応がよかったと思ってもらえるような町づくりをしていただきたいと思いますが、議会の中にもこういった情報を収集できるような協議会をできないかなと思って、今後提案していこうと思いますので、執行部と議会、オール木城で移住に関する情報を共有し合えるような組織づくりができればなと考えていますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 幅広い人口減少対策についてのお尋ね、質問でありまして、まず最初に、昨年2月に人口ビジョンを総合計画と併せて策定をいたしました。その中では、新しい試み、多分県内では初めて、全国でも珍しいと思うのですが、よく見ていただきますと、私たちのPRも足りなかったのですが、大字ごとの人口推計を上げさせていただきました。

通常でありますと、木城町は何年後に何人、川南町は何年後に何人というふうに、大体市区町村ごとに人口推計を出していくのでありますが、昨年2月の人口ビジョンでは大字ごとの人口将来展望を記載をさせていただきました。

目的はたった1つであります。先ほどから出ておりますが、1人でも多くの町民の方に、1人でも多くの職員の方、1人でも多くの議員の皆さん方に身近に、やっぱり危機感を持って持続可

能な人口水準はどう考えていくのか、あるいは、その手だてをどう考えていただきたいのかというのをお示しをしたかったからであります。

今後は、今、大字ごとにはしていますので、それでは、先ほど話が出ていますように、比木地区ではどうなのか、あるいは中椎木ではどうなのかといった、小さい地区ごとに将来人口展望を推計させていただいて、それを町民にお示しをして、やはり危機感を持っていただくというのがまず大事かなと思っているところであります。

そして、お尋ねのありましたことにつきましては、施政方針で申し上げましたように、ポストコロナの新しい社会の実現に向けての取組をするというふうに申し上げておりますので、それにつきましてはしっかりと対応をしていきたいと思っています。

それから、ご提言のありました町移住への好機でありますので、そういった意味ではしっかりと移住しやすい、あるいは移住相談がしやすい、あるいは情報を持ったという意味では、窓口の一元化みたいなものをご提言されましたが、これにつきましても、庁舎内の事務課全課に諮問をして、よりよい方向性を見出していきたいと思っております。

その上で、全体的には移住人口、定住人口、応援人口、関係人口等を増やしていきたいと思っておりますので、またご提言等をお願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 眞鍋博君。

○議員（5番 眞鍋 博君） 町長は、担当部署を設けたいという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 私も、今頭にあるのは、やはり、職員定数がありますので、課は少し無理かなと思いますけれども、室については検討の余地があると私は思っています。

先ほど、空き家対策もそうです。関連します。空き家は取り締まるほうと利活用をする部分が、うちで言えば町民課とまちづくり推進課と、今おっしゃっているような定住移住についてはやっていますけれども、実際相談に来るのは、空き家はどうかとか、農地付きの空き家はどうかとか、いろんなものが出てきますので、そういった部分では、やはり一元化した対応窓口は必要かなと考えておりますので、先ほど申し上げていますように、事務改善委員会に諮問をして、その検討結果を待ちたいと思っておりますので、しばらく時間をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 眞鍋博君。

○議員（5番 眞鍋 博君） 我々議員も、移住促進に向けて一生懸命頑張りますので、お互いに情報を共有し合う組織づくりはできればいいと考えております。

以上で、質問を終わります。

○議長（神田 直人） 5番、眞鍋博君の質問が終わりました。

○議長（神田 直人） 次に、6番、7番の質問事項については、一問一答式により、1番、久保富士子君の登壇質問を許します。

1番、久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 今回、木城町内において新型コロナウイルス感染症に感染された方々には、心よりお見舞いを申し上げます。町民の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にご協力いただき、感謝を申し上げます。

では、通告どおり質問をいたしたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症に対する経済支援対策についてお尋ねいたします。

最初に、小規模事業者、個人事業主などへの支援策についてお尋ねいたします。

最初の緊急事態宣言では、全国的に特別定額給付金が支給され、売上げの減少に応じて各事業者には持続化給付金も支給されました。

第3波が起こり、急激な感染拡大を受けて、今年1月から宮崎県独自の緊急事態宣言が県内に発出されたことにより、各方面に相当な影響があったことは事実です。しかし、前回と同様の給付が行われず、飲食店や、その関連産業のみに支援があったことに対する不公平さの声も町民からは上がっております。

1月から始まった第3波の緊急事態宣言により、8時以降に営業していた飲食店に対し、時短要請協力金として、国、県、町の連携により、1日当たり4万円の時短要請協力金が支払われました。夜の会食で新型コロナウイルス感染症が拡大すると言われており、飲食店の時短営業はやむを得ない支援対策だったと思います。しかし、本町の実情に合っているのか疑問も残ります。

第3波が起こるとすぐに支援対策を打ち出した自治体も少なくありません。条件つきというところもありますが、各事業者に一律10万円の補助金を出したり、売上げ減少など支給条件にもよりますが、県の時短要請協力金を受けられなかった小売業や、理美容業、ガソリンスタンドなど、経済的損失を受けた飲食店以外の事業者にも15万円、3密対策に取り組む事業者にも最大15万円支給など、経済的損失を受けた飲食店以外の事業者にも緊急支援対策が行われております。

2月5日に行われた臨時議会で、飲食店以外の支援は今後考えておられないのか町長にお尋ねしたところ、「町内の事業者から支援の声が上がってきていない」ということでしたので、今回、同僚議員と飲食店以外の町内業者を尋ね声を聞いてまいりました。その結果、ほとんどの業種で、新型コロナウイルスの影響で売上げや顧客が減少しており、何らかの支援をお願いしたいとの意見が多く聞かれました。

また、商工会への聞き取り調査では、感染防止対策への支援、低利子、または無利子融資の拡充、給付金・助成金の拡充、商店街の活性化への支援、税金等の減免等措置などの支援策の要望が上がってきております。

町長は、令和3年度施政方針演説において、地域振興コーディネーターの配置やプレミアム商品券の発行、補助金の給付などの経済対策を行う旨表明されておりましたが、現時点において、これらの対策がどの程度町民に周知され、活用されているのかお教えいただきたく思います。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中で、今後、事業者に対してさらなる経済支援を行う計画があるのか、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） まず初めに、昨日現在で5日間連続して新感染者がゼロというのが続いておりますので、一応感染状況については落ち着きつつあるのかなと理解をしているところではありますが、今おっしゃったように、コロナ禍による影響というのは、幅広い1人の国民からいろいろな業種に至るまであらゆる分野で多大な、甚大な影響が出てきている、被害が出てきていることは承知をしております。

今おっしゃった飲食店以外のことも含めてであります。私としては断続的な感染拡大を受けて、その都度経済対策の支援を国、県と連携をして行ってきていると思っております。

ご質問の飲食店以外の小規模事業者でありますとか、個人事業所の支援であります。これについては他市町村に先駆けて、いち早くやっております。思い浮かべていただきたいのですが、7月の臨時議会で議決をいただいております。飲食店に限らず、町内の商工業者に対して、「コロナに負けるな！木城町事業継続支援緊急給付金事業」して対応をさせていただいております。

これの申請受付を、いわゆる12月までの部分でどうかというのを判断させていただきますので、明けてから今徐々に申請が出てきているものと思っております。何も木城町は独自の緊急支援対策を出していないのではなくて、先駆けて昨年のうちからやっているということをまずご理解いただきたいと思っております。

それから、関連しまして、飲食店への、それから、飲食店等については、国の特措法に基づいた支援措置が講じられています。それに基づいて、宮崎県は独自の緊急事態宣言でありましたが、4万円というのが規定をされておりますので、それにのっとって出したということでもあります。当然、国、県、町村からも出してあります。

それから、飲食店以外の関連事業者についても、県が20万円出しているということですが、実際は、国の臨時地方創生交付金を使いまして、10万円が県、10万円が市町村という負担区分になっていることもご理解をいただきたいと思っております。

それから、あと、今回の施政方針演説の中でも触れましたが、そういった対策等については、今、議会で審議をさせていただいておりますので、町民に対しては事前に報告をいたしますと議会軽視ということになりますので、しっかりと議会の議決をいただいた上で、しっかりと町民のほうには情報提供なりお知らせをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使って支援対策が行われてきているわけですが、商工業者の意見が支援対策に反映されるよう、これまで実施した政策の有効性について評価の上で、今後の支援政策に生かせるよう努めていただきたいと思います。

次に、町民に対しての経済的支援についてお尋ねいたします。

経済的影響は、商工業者だけでなく、一般家庭へも及んでいると思われまます。前回の一般質問でも不平等にならないような支援を要望しておりました。今回も1月9日から2月7日まで、県独自の緊急事態宣言が出されたことにより、飲食店の営業時間短縮や外出自粛、県外との往来自粛など、町民も精神的ストレスや経済的影響を受けております。

外出自粛を受け、今までより自宅にいることが増えたため、通信費、光熱費や食費と町民の負担も増えております。

高齢者や子育て世帯には手厚い支援が行われていることは感謝申し上げますが、若い単身世帯や子供のいない世帯、子育てが終わった中間層世帯への支援はどうか、果たして平等性が保たれているのか疑問に感じます。そこで、今回、コロナ禍の支援策として、水道料金の一定間減額を要望したいと思います。

昨年、水道料金の値上げがあり、負担額も増えたということもあります。電気、ガスは公営事業ではないため、減免はできませんが、水道は自治体の公営事業です。そのため、首長の判断で料金の減免がしやすいのではないかと考えます。

主婦の立場としましては、全家庭で使用しているごみ袋の無料配付、これも全町民が使うことを考えると公平性が保たれた経済的支援になるのではないかと思います。

第1波、2波、3波と1年以上かけてコロナ禍を経験してきたわけです。町としてもその都度対策に対して検証は行っておられると思いますが、それらを踏まえて、今後、町民の負担軽減につながる経済的支援対策についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） おっしゃるように、コロナ禍の収束までには数年かかるだろうと思っています。一日も早い日常生活を取り戻すことが一番喫緊の課題だろうと思っていますので、これ

までもいろいろな分野、いろいろな業種にわたって対策を講じてきました。

まだ決算が終わっていませんので、予算ベースです。令和2年度、9億円近いお金を国、県、それから、町の持ち出しで対策を講じてきております。

今おっしゃったような部分、使用料でありますとかの減免、それから、税の減免等々、それから、保険料の減免もしましたし、また、入手困難なときはマスクの配付もいち早くさせていただきました。また、ある意味では一番の幅広い町民支援ということでは、プレミアム商品券を2回にわたって行いましたし、そういったあらゆる分野に対して講じてきました。やはり、先ほど言いましたように数年はかかると思いますので、その部分はしっかりといろんな対策を打っていきたいと思っております。

また、今やっている支援内容等についてのお尋ねがあれば、それぞれの担当課長のほうから答弁をいたさせたいと思います。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 今回の新型コロナウイルス感染症に伴う収入の減少ということでありまして、昨年のごころでございますが、国からのそういう支払いの配慮等の要請もあったところです。特に今回ダメージが大きいと思われる休業された飲食店につきましては、昨年の9月分の上下水道につきまして11件の方を減免したところでございます。

あわせて、一般家庭につきましては、減免までは本町は行っておりませんが、昨年の4月分から7月分の料金につきまして、最長4か月間の納入猶予を行うということにいたしました。数件問い合わせがございましたが、実際、申請はなかったところでございます。

本町におきましては、今申し上げましたとおり、飲食店の減免、それから、一般家庭の水道料金の納入猶予ということで取り組んでおりました。あわせて、住宅につきましても減免等は行いませんでしたが、支払いの猶予につきましては随時相談を受けたところでございます。

参考までですが、県内で一般家庭の水道料、それから、下水道も含めて行ったところは4市町ということになっておりまして、ほかのところは、飲食店を中心に減免を行っているということの状況でございます。

以上でございます。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） まちづくり推進課としましては、本年度、プレミアム商品券を2回にわたり発行し、通年を通して発行販売をいたしました。

これによりまして、商工業の刺激対策に加え、プレミアム率をつけておりますので、こちらを利用した方、町民においては、その分の経済的な支援につながったというふうに考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 町民課長。

○町民課長（三隅 秀俊君） 先ほどの、ごみ袋の無料配付ということがあったのですが、ごみ袋につきましては、大が1枚30円、小が1枚20円となっておりますが、それぞれ手数料条例において手数料をお願いしております。

西都児湯管内、サイズとか、値段もほぼ、均一ではないのですが、同じレベルの値段で手数料として徴収されているのですが、内容としましては、収集運搬関係の経費に使われております。無料配付ということになりますと、少し難しいなと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） この先も新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、今後も経済対策支援は重要かと思っておりますので、町民の負担軽減につながる政策支援の検討を要望いたします。

次に、プレミアム商品券についてお尋ねします。

昨年の6月と9月にプレミアム商品券を発行されました。合わせて2億3,000万円余りのお金が木城町内で消費されたことにより、一定の経済効果はあったと思われまます。

9月のジャンボプレミアム商品券は900万円ほど売れ残ったということですが、それでも全体の94%ぐらいは売れたことを考えると、経済効果は十分あったのではないかと思います。今回売れ残った理由はどのようにお考えでしょうか。また、この件について検証されているのであれば、内容についてお聞かせいただきたく思います。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 先ほどご質問のありましたプレミアム商品券につきましては、本年度2回発行しており、総額で2万7,000冊の発行をし、そのうち残りが約830冊ということになっております。これにつきましては、例年1万冊の販売であったものを、今回新型コロナウイルスの特殊事情があるということで、プレミアム率を上げた上で、また、町外者への枠というのも拡充しまして販売をしております。

通年から言うと2.6倍から2.7倍くらいの発行枚数となっておりますので、そのうちの97%が販売されているということであれば、量的には、売行きが悪かったとか、そういうことは感じておりません。それだけ、本年度においては従前より大きな経済投資効果があったと認識をしております。

また、詳細な分析等につきましては、今後、実施主体であります木城町商工会と連携して進めていきたいと思っておりますし、それを次年度以降に生かしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 検証をこれからしっかり行っていただいた上で、今後のプレミアム商品券発行に生かせるよう努めていただきたく要望をいたします。

町民からは、食事券について限定的な使い道しかなく使い勝手が悪い、使えるところは少ないなどの意見が聞かれました。飲食業以外にもコロナ禍で影響を受けている事業者がいるにも関わらず、飲食店のみを対象とするプレミアム商品券を発行する目的、これはどのように考えていらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） まず、飲食店に手厚い支援が行われたというのは、あくまで、先ほどから申し上げていますように、国の特別措置法が規定をしている分野において、そういったものがなされたということでもあります。

私は、プレミアム付商品券については、ある意味では地域における幅広い消費喚起を促して、その上で地域でお金を回すというシステムでは、一番最適のツールの1つではないかなと理解しております。

プレミアム商品券で幾つかありますが、まず1点は、ずっと1年間を通してというのも、金融法とか、そういった類いの法律の縛りがありますので、なかなかできないと、ですから、今回もある程度事務手続期間も踏まえて年2回発行をさせていただいたということもあります。

それから、ご要望とまいましようか、ご意見のありました飲食店という部分については、昨年やりましたので、今年度やっておりますので、令和3年度は、そこあたりは今、検討をさせていただいておりますので、商工会と今、担当課が連携をしながら、詰めておるところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 町長が今おっしゃられたように、どの事業所でも使えるような公平感のある運用を検討していただくことを要望して、この質問を終わります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種推進室を3月1日に開設され業務をはじめられたということですので、新型コロナウイルスワクチン接種の取組についてお伺いいたします。

まず、今回、木城クリニックの医師の交代に伴うワクチン接種への影響と、町民への情報発信についてお伺いいたします。

木城町及び木城町民に対して、19年間地域医療に貢献していただいた木城クリニックの永田医師が2月26日をもってお辞めになられ、4月1日から、鶴田病院から派遣された医師が木城クリニックで診療を初められるとお聞きしておりますが、今後の状況説明がほとんど町民にはな

い現状です。

ちょうど国から示された新型コロナウイルスワクチン接種の時期が医師交代と重なっており、情報がない中、今後のワクチン接種に対して影響を及ぼすことがないか、町民も不安を募らせております。

民間とはいえ、木城町には病院がこのクリニック 1 か所です。1 か月も休診が続くことにも町民には不安が出ております。町民の不安を取り除くためには、行政側が町民に対して、ホームページやオフトーク通信などで医師交代の情報発信を行い、十分周知をする必要があるのではないかと思います、いかがお考えでしょうか。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 木城クリニックの今後の医療体制、その後の医療体制についてお尋ねであります。今おっしゃったように、一応、後任の医師、医療行為をしていただくのは、医療法人隆徳会鶴田病院ということで今進めておまして、先週の3月5日金曜日、ちょうど議会の開会日でありましたが、そのときに、今の診療所の使用貸借契約を締結をいたしました。

次のステップとしては、4月1日の新規開設に向けて、今度は県等への申請手続を進めているところではありますが、それに医師会の問題もいろいろありまして、結果としては診療所としての許可を受けてからが正式な診療開始となりますので、その正式な日程等がわかり次第、町民等にお知らせをしていきたいと思っております。

それから、ワクチン接種につきましては、当然のことながら、円滑な木城町におけるワクチン接種に向けて、個別接種においても、それから、サテライトの接種施設として実施していただけるよう鶴田病院にもお願いはしております。

いずれにしても、4月1日開設に向けてやっていくということでありまして、その間1か月空白みたいなものが生まれていますが、それについては、永田先生のほうから患者の方、受診される方については連絡をしっかりと責任を持ってとってください、それから、お薬等のこと、それから、もしもに備えたときの医療体制等も先生のほうにお願いをしておりました。私も基礎疾患がありますので、かかっていますが、そういった指導といいたしでしょうか、連絡も受けておりますので、受診者の方にとっては一応それがなされているものと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 今後も手厚い情報発信を町のほうにはご検討いただきたいと思っております。

次に、ワクチン接種の体制整備に対しての町の取組についてお伺いいたします。

国は、アメリカ、ファイザー製のワクチンを特例承認して、2月19日より医療従事者から順

次新型コロナウイルスワクチン接種を開始しております。これは、感染防止対策の決め手と期待されているわけですが、現在、我が国が確保を見込んでいるワクチンについては2回接種となる見込みで、全国民に行き渡るまでにはまだまだ時間を有すると思われま

す。町内においても、国の予定と同じように医療従事者、次に、65歳以上の高齢者、高齢者以外の基礎疾患を有する方、高齢者施設等で従事されている方、それ以外の方と順次接種していく予定ではないかと思

います。16歳から努力義務、妊婦は努力義務の対象外となり、子供が接種の対象となるかどうかなどは、安全性や有効性の情報などを見ながら検討をされるということです。

木城町内の65歳以上の高齢者で、ワクチン接種対象者は1,900人ほどということで、対象者には4月上旬からクーポン券が配送されることになると思

います。国の方針では、4月5日9日以降、県内の9市に先行して新型コロナウイルスワクチンが届けられ、町内に配付されるのは4月26日以降になる見通しです。今回、高齢者数に応じて配分数が決められ、木城町は1箱5,000回分となる見込みであることから、対象者全員に行き渡らないというようなことも考えられますが、対象者の絞り込みや優先順位等はどのように進めていくのかお考えをお伺いいたします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今ご発言があったように、現在、先行して医療従事者に対してワクチン接種が始まってきております。今回のワクチン接種は、国家プロジェクトとして位置づけられておりまして、実施主体は市区町村となります。接種の方法としては、公共施設での集団接種、もしくは診療所などの個別接種、2パターンで接種をしていくということになります。

そして、今おっしゃったように、今のところファイザー製のワクチンを使用して2回接種をすると、費用は無料。さらに、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づいて救済措置が受けられるというふうになっております。

町といたしましても、3月1日付で新型コロナウイルスワクチン接種推進室を設置をして、効率的で円滑な接種に向けて対応をしているところであります。

国からのいろいろな情報等については日々変わってきておりますので、あのときはこうだったけども、こうなりましたというのが、今後も予想されますし、今もそういった状況であります。いずれにしても、円滑な接種に向けて体制を整え、そしてやっていきたいと思っております。

いろいろご質問、この後もいろいろな具体的なご質問がありますが、それにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種推進室の小野室長のほうから答弁をいたさせますので、願

いします。○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） ご質問のありました限られた供給量が当初届くということでの優先の選定ということではありますが、現在情報として出されておりますのが、4月26日の週に全国全ての市町村にワクチンが供給されるということを想定しますと、1箱を想定するというのが当然かと思えます。

1箱あたりに195バイアルというふうに表現しますが、1本当たりです。だから、195本で、1バイアルあたりが現在5回接種、5人分で想定をするというふうになっておりますので、ご質問がありましたように975回分という形を今想定をしております。

現在、国のほうから通知をされている中では、その分を1人2回接種までしっかりと計算をするということになっておりますので、単純に人数で言いますと487人分という計算になるかと思えます。

ご質問の中にもありましたが、当初、3月の中旬以降にクーポン券の発送を予定しておりましたが、供給が遅れているということで、現在のところ4月上旬をクーポン券の発送というふうに予定をしております。

優先接種の限られた選定につきましては、現段階では行っておりません。理由としましては、国の情報、それと、今後のワクチンの供給状況等をぎりぎりまで確認をする必要性があるかなというふうに判断をしております。

全体の接種日数の設定や1日当たりの接種人数と、優先接種の有無などは、クーポン券を発送する前までにしっかりと選定をした上で、クーポン券の中に接種日等の案内、または予約の仕方等、そういったものを一緒に発送する予定にしておりますので、その期日までにはしっかりと判断をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） この新型コロナウイルスワクチンの接種が円滑にできるよう、町民が納得する形で進めていただけるよう要望をいたします。

次に、接種会場や医師の確保についてお伺いいたします。

国は、自治体の規模や人口に見合ったペースでの接種に必要な体制の確保を図るよう、各自治体において準備を行うよう、新型コロナウイルスの予防接種の実施計画を各市町村において検討し、策定するよう要望しております。地域の実情により様々な接種体制が考えられます。先ほど町長が言われましたように、木城町は集団接種か医療機関での接種、個別接種に2つに分けられると思います。

本町の接種会場は総合交流センターリパリスの2階とお聞きしておりますが、この会場では、町民に対して、集団接種が行われるものと思います。

それにつきまして、中ノ又地区や、石川内地区など山間部はどのような体制で接種が行われるのか、また、移動が困難な人や基礎疾患を有する人など、これは医療機関で個別接種ということになると思いますが、それに伴い町民が一番不安に思っている医師や看護師の人員体制確保、この状況は今どのようなになっているのかお伺いいたします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 最後の部分の2つについては私のほうから答えさせていただきたいなと思います。まず1つ、集団接種という形で、総合交流センターリバリスを今予定をして押さえてあって、そこでする予定にしています。

集団接種でありますので、そして、限られてきたワクチンを有効的に使うと、使用するという意味からも、足の確保は重要でありますので、今のところ、私たちとしては、足の確保が困難な人等につきましては、一応、車の準備をして送迎をして接種してもらうという形を考えておまして、その予算については当初予算に上げておりますので、また委員会審議の中で詳しくお聞きをいただきたいと思います。

それから、ワクチン接種に対するその従事者、医療従事者等の確保について、今、苦慮をしながらも着々と進んでいるということでありまして、これについては新型コロナウイルスワクチン接種推進室長のほうのから答弁をいたさせますが、いずれにしましても、多分5月の連休あたりから正式な接種が木城町で始まるものと思います。それに向けて万全の体制を今構築をしているということでご理解いただきたいと思います。

詳細については、小野室長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） ご質問のありました集団接種についてであります。総合交流センターリバリスの2階を予定しております。一応導線としましては、2階の交流コーナーで受付、問診を行いまして、大会議室のほうで先生の診察と接種、待機場所としましては、一応、大ホールを予定をしているという一連の流れで想定をしております。もちろん救急の体制等についても万全を期すという予定にはしております。

ご質問の医師等の確保についてですが、今回の集団接種につきましては、これまでの特定健診、健康指導等をお願いしております一般社団法人日本健康倶楽部宮崎支部のほうに委託をして実施をする予定としております。

医師体制としましては、医師2名の看護師6名、一般体制が医師1名の看護師3名ということになりますので、医師2名の2班体制で同時接種をするという形で今予定をしておりますので、医師2名が常駐するということがあります。当然、救急時の対応も含めて、そちらで対応をするということでご理解をしております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 今回は、今まで経験したことのないワクチン接種になり、特に集団接種の場合は混乱も予想をされると思われま。ほかの自治体などでは混乱を避けるために住民を対象としたシミュレーションなどを実施しているところもございますが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 集団接種会場のシミュレーション等についてですが、一応、今月の末から4月の供給前までの間になりますが、今のところ3回の現地での打ち合わせと模擬接種を予定をしております。

当然、この集団接種には、先ほど申しあげました医師、看護師、お願いするところ以外に、個別に専門職の雇い上げであったり、役場の各課の職員のほうにも事務的なお願いをするという予定にしていますので、全体を通して、1回の接種当たりに約40名程度のスタッフが張りつくということを今想定をしておりますので、十分な事前打ち合わせと模擬を行って、混乱をできるだけ最小限に抑えるということで努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 混乱を避けるためには、シミュレーション実施は有効なことだと思われま。人員も、先ほど言われましたように40名スタッフがいるということですが、十分な打ち合わせをされて、今後、町民が混乱が起きないようにお願いいたしておきます。

次に、副反応時の対応についてお伺いいたします。

ファイザー社によりますと、20万回に1件の割合で30分以内にアレルギー症状が発生したとの報告があったと聞いております。日本では現在4万6,469人の接種が終わっており、今朝の報道を見ていると3例のアナフィラキシーが報告されております。ワクチン接種後は15分から30分様子を見るということですが、副反応に対して細心の注意を払わなければなりません。

気がかりなのは、ワクチン接種後の副反応が報道などで取り沙汰されていることにより、接種をためらっているという声も町民から聞かれます。住民の不安を取り除き、スムーズにワクチン接種するために、行政側が先手先手で情報発信を行う必要があるのではないかと思います。

接種後に生じる副反応は極めてまれであり、副反応には備えと対処が可能なことなど、正しい情報を随時発信し、町民の不安を取り除き、信頼を得ることが大切だと考えます。

今回、ワクチン接種についての相談や予約を受け付ける専用ダイヤルも開設され、相談窓口は

福祉保健課の職員で対応されるということを伺っておりますので、安心はしております。

しかし、今回のワクチン接種は午後からとお聞きしております。接種後すぐに副反応が発生した場合は、会場に医師や看護師が常駐しているの、速やかに対応を取っていただけるものと確信しておりますが、夜間に副反応が出た場合の対応、副反応により健康被害が発生した場合の対応など、町民に対してきめ細かな対策や夜間医療体制の確保が必要だと思ひますし、予防接種後の健康状況調査を行い、町民への情報提供も必要ではないかと思ひます。これについてお伺ひいたします。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 副反応についてのお問い合わせであります。

ご質問のありますように、当然、現在の、これまでのファイザー社のワクチン接種が行われていす海外と日本で行われていす医療従事者の先行、また、県内でも優先接種が始まっております。そういった中のアレルギー、急性的なアレルギー反応に対する対応ということになるかと思ひますが、当然、接種会場や医療機関での個別接種に対しては、担当医師がそのときに常駐をしておりますので、そういったアナフィラキシーの対応についても、治療薬とかも常備をしておりますので対応ができるかと思ひます。

夜間等、一定の期間がたつた後にまれな頻度で発症をすという可能性も否定はできないと認識をしております。そういった場合に備えと、どうしても夜間等は救急対応ということになるかと思ひます。

救急医療機関、もしくは、今回、現在の医療従事者の先行接種に当たりまして、県内の中で基本的な接種期間、それと、そこに連携をす連携型の医療機関と、今度、高齢者接種が始まった段階で、各町がサテライト型の医療施設の指定をそれぞれ行うという流れになっておりますので、そういった医療機関と十分に連携を事前にとるといことは行っていきたくと思っております。

どちらにしろ、高齢者のワクチン接種に関しましては、高齢者でありますので、いろいろな基礎疾患をお持ちの方が数多くいるというのを想定してあります。もちろん、それ以外に、これまでに予防接種等でアレルギー反応を起こされた方、こういった方などの注意が必要ということになりますので、事前の接種、予診票の段階で、より慎重にそういったところの有無についても確認は当然行いたくと思ひます。

あわせて、今後、コスモス通信やホームページでお流しをしていく中に、かかりつけ医、主治医を持たれている高齢者の方も多くいらっしゃると思ひますので、この方につきましては、必ず事前に主治医に確認をしていただいた上で、接種の有無をはじめ接種後の注意点等も確認をしていただく。

当然、薬、その他も服用されていると思ひますので、そういったところも含めて担当医師から

指示をいただくというのが一番最良かなと思っておりますので、十分事前に周知は行っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 有事の際には迅速に対応をしていただき、町民が安心できる環境を整える努力を続けていただきたいと思います。

ワクチン接種による感染抑え込みの成否は、ひとえに町民の協力による接種率の向上にかかっていると思います。誰にとっても初めてのことになる今回の新型コロナウイルスワクチン接種です。今回のワクチン接種の思いは本当に人それぞれだと思いますが、接種が開始されてからもいろいろな情報の中で、町民の心が大きく揺れ動くことも考えられます。

くれぐれも町民へのわかりやすい情報提供を求めるとともに、早い接種開始時期の決定、そして、接種開始後も町民の期待に応えられる中期的な体制整備を要望して、質問を終わります。

○議長（神田 直人） 1番、久保富士子君の質問が終わりました。

これで、一般質問を終わります。

日程第2. 散会

○議長（神田 直人） 日程第2、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日、9日は各常任委員会審査及び審査まとめ、10日から12日までは予算審査特別委員会審査及び審査まとめ、新田原基地対策特別委員会、議会広報編集特別委員会、13日から14日までは休会、15日月曜日は本会議、午前9時開議で、各常任委員会、予算審査特別委員会、付託議案審査結果報告、質疑、討論、採決となっています。

本日は、これで散会といたします。

議会傍聴にご来場いただきました皆様に一言お礼を申し上げます。

本日は、早朝よりたくさんの方々に熱心に傍聴いただき、また、新型コロナウイルス感染防止対策にご協力いただきましたことを、心より感謝申し上げます。これからも議員一同、皆様のご期待に応えられるよう議会活動を進めてまいりますので、ご理解とご支援をお願い申し上げます。本日は、まことにありがとうございました。

議員の方は、控室にお願いいたします。

○事務局長（藤井 学君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。

午前11時16分散会
